平成２８年（フ）第１５号
福島県相馬市新沼字刈敷田31番地の90
破産者　佐藤　葉太
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２８年（フ）第１６４号
埼玉県行田市旭町11番３号、旧住所埼玉県さいたま市桜区栄和６丁目６番15号　ドエル井上203号室
破産者　藤田　信之
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８９３号
横浜市金沢区並木１丁目18番８－104号
破産者　高松　　功
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１号
富山県滑川市坪川新98番地　シーサイドビル201、破産手続開始決定時の住所富山県滑川市上小泉522番地　システィーナ202
破産者　細岡　照代
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
富山県高岡市角607番地４、前住所富山県高岡市大町16番８－102号　シャンテ
破産者　古野　隆広（旧姓金子）
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３７０号
静岡県浜松市南区頭陀寺町319番地の３
破産者　相川亮一こと　アイカワ　アルベルト　リョウイチ（ＡＩＫＡＷＡ　ＡＬＢＥＲＴＯ　ＲＹＯＩＣＨＩ）
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
名古屋市守山区大字吉根字日の後603番地　エコビレッジ志段味Ａ棟409号、開始決定時の住所名古屋市熱田区横田２丁目３番２号　レールシティ熱田609号
破産者　長縄　光司
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４６号
愛知県瀬戸市苗場町162番地の２　ロイヤルビレッジ山甚101
破産者　梨央総建こと　大竹　美智
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９２４号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅１棟101号
破産者　福岡工業こと　福岡　伸広
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５２号
名古屋市守山区小幡南１丁目16番13号　エスポワール小幡103号、従前の住所名古屋市守山区小幡宮ノ腰６番６号
破産者　津田　昌彦
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７６号
愛知県東海市荒尾町油田６番地の２　エスペランタ聚楽園（203号）
破産者　船住　太一
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１３号
名古屋市中村区中村中町１丁目12番地の３　サンハイツエンゼル401号
破産者　足立和歌子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７９４号
大阪府高槻市富田町６－24－10寺井ハイツ202号、前住所大阪府高槻市富田町６丁目８番28号プロミネンス下村308号室（住民票上の住所）和歌山県岩出市中迫684番地の９
破産者　美口　和弘
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０４号
千葉県市川市大野町１丁目409番地９
破産者　新田　　斎
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３２０号
大阪市住吉区山之内４丁目15番11号大宝住吉ＣＴスクエア　103号
破産者　東原日出夫
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５１号
大阪市住吉区我孫子東３丁目６番７－407号
破産者　弓　　達也
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９１号
大阪市東淀川区小松１丁目15番14号　第２パレス東洋　６Ｂ号
破産者　津平　幹夫
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６５号
大阪府守口市菊水通２丁目11番７－603号、開始決定時神戸市北区ひよどり台１－４131号棟302号
破産者　渡辺　吉野
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部